

食品中の放射性物質の新たな規制値の設定について

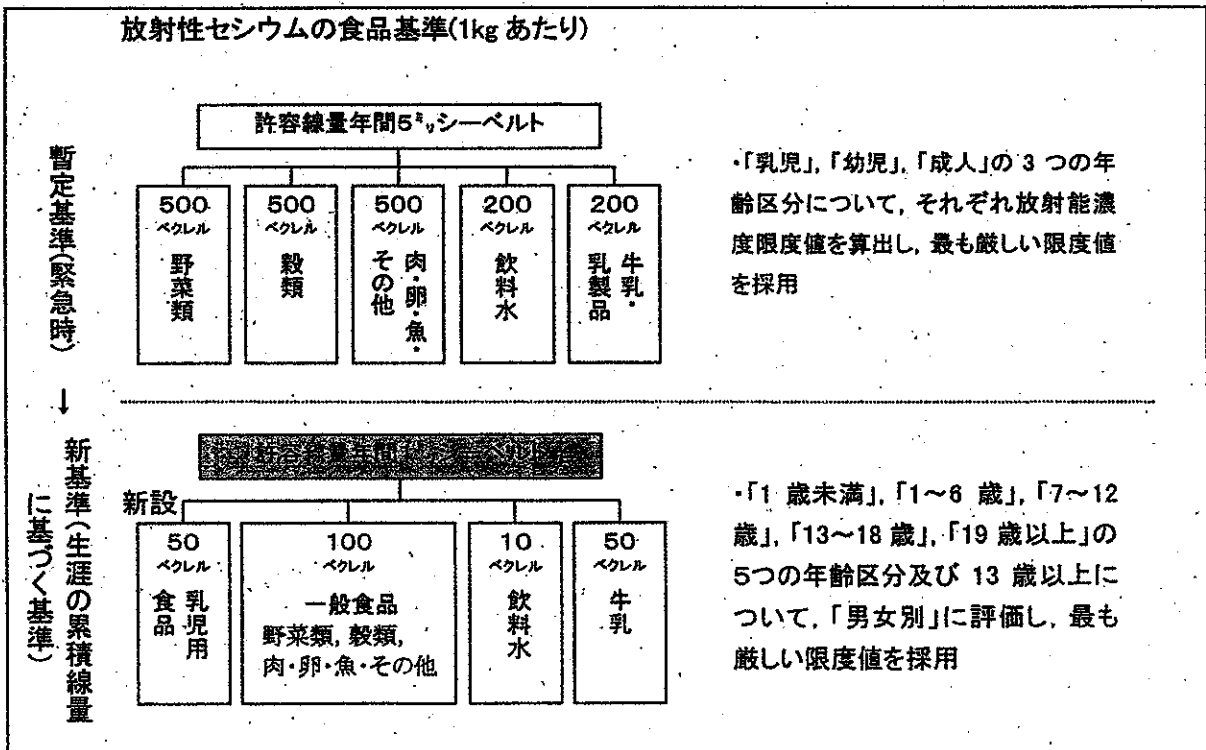
○経過

- ・平成 23 年 3 月 17 日 厚生労働省が食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定
- ・同 3 月 29 日 食品安全委員会が「放射性物質に関する緊急取りまとめ」を提出
- ・同 10 月 27 日 「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価」食品安全委員会が答申
- ・同 10 月 31 日 厚生労働大臣から厚生労働省の薬事・食品衛生審議会への諮問
- ・同 12 月 22 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会・放射性物質対策部会において、基準値案を作成
- ・同 12 月 27 日 厚生労働大臣から放射線審議会(文部科学省)への諮問・答申(現在審議中)
- ・平成 24 年 1 月 6 日～2 月 4 日 一般からの意見募集

○今後の予定

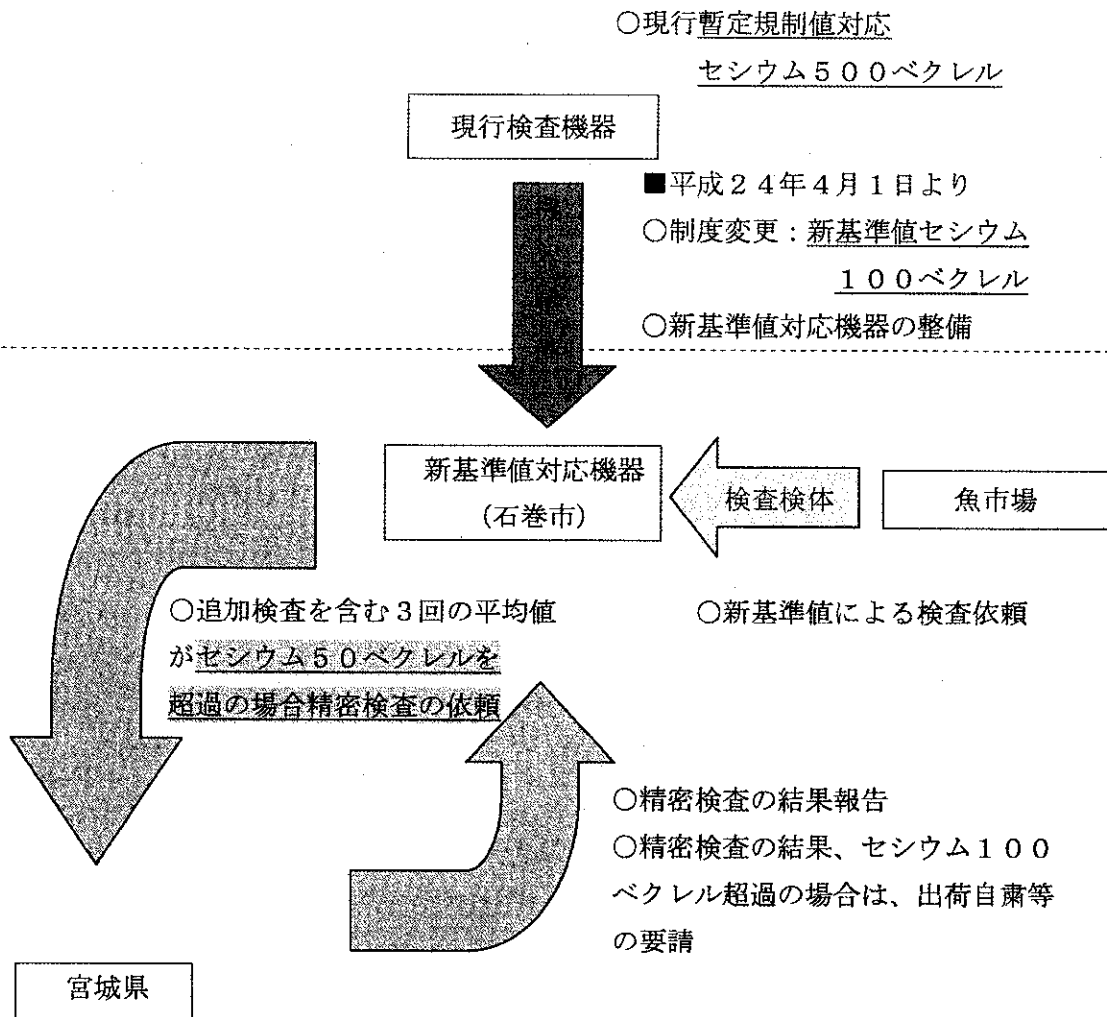
- ・厚生労働省の薬事・食品衛生審議会からの答申
- ・規制値の告示の公布(3 月予定)
- ・規制値の施行(4 月予定)

○新たな規制値の基本的な考え方



- ・コメ、牛肉は9月まで、大豆は24年末まで適用の例外とする経過期間を設ける。
- ・3月末までに製造された加工食品は賞味期限内は暫定規制値の適用を容認する。
- ・原材料を乾燥させ、水戻しをして食べるシイタケなどの食品は、原材料段階と水で戻した状態の両方で一般食品の規制値を適用する。
- ・茶は茶葉から抽出して飲む状態で、飲料水の規制値を適用する。

水産物放射能簡易検査の新基準値に対応する検査体制について



◎平成24年4月1日新基準値運用による新旧対応表

検査体制等	新(100ベクレル)	旧(500ベクレル)
スクリーニングの方法等	15分程度の検査	15分程度の検査
検体質量及び検査容器等	1,000ml	350ml
検査検体数(1日当たり)	15検体	
精密検査の基準値(1/2)	セシウム 50ベクレル	セシウム250ベクレル
精密検査体制	変更なし	
出荷自粛等の措置	出荷自粛等の措置、罰則規定の適用	出荷自粛等の措置
公表方法	県運用方針による、県及び市のHPで公表	

◎国の暫定規制値を超過した場合の対応について

県内各魚市場における簡易放射能検出器の運用方針（平成24年2月25日作成の草案）において、精密検査の目安（国の暫定規制値の1/2）を超えた場合には、同一検体を使い追加検査を2回実施し、3回の平均値をもって当該検体の結果とします。

3回の検査を実施しても平均値が、国の暫定規制値の1/2を超過している場合には、県に対し当該品目の精密検査を依頼し、その結果に応じて必要な措置を講じるものとされております。

◎公表の方法について

検査結果の公表については、県内各魚市場における簡易放射能検出器の運用方針（平成24年2月25日作成の草案）において、県のホームページ上で公表することとなっております。また、市のホームページ上でも県と同様の扱いで公表することを考えております。

◎平成23年度以降石巻市における水産物放射性物質検査機器の整備計画について

貸与機器・・・・・・・・・・石巻魚市場へ2台導入。

水産庁補助事業による導入・・・加工団地内簡易検査用3台、牡鹿・雄勝・北上各総合支所へ各1台導入予定。
(2/3補助事業)

農林産物の放射能関係の対応状況

1 農地土壌の放射性物質調査

実施機関 宮城県

実施年月日 平成24年2月3日、9日に石巻市内19地点で試料を採取し測定

測定結果 土壌の新基準値1,000ベクレルを超えるものなし

(精密検査は不要)

2 24年産稲の作付について

平成24年2月28日農林水産省発表 「24年産稲の作付に関する方針」

次の3地域に分けて対応する。

- ① 500ベクレルを超過した数値が検出された地域
- ② 100ベクレル超から500ベクレル以下の数値が検出された地域
- ③ 上記①、②以外の地域

宮城県内では、①はなし、②は白石市旧越河村のみ

石巻市は、③に該当する。

「政府による作付制限を行いません。この場合、生産された米について一定の調査を行い、この調査の結果、新基準値を超えないことを確認した上で出荷することとします。」との農林水産省の方針なので、これに沿って対応することとなる。

3 市農林課の放射能測定の予定

- ・ 平成24年度で測定器を購入
- ・ 検査体制を整えて、購入後、速やかに測定開始